

## 12月の無料相談

※祝日は除きます

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)		
市民法律相談	毎週火曜日	13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制		
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)		
司法書士相談	10日(水)	13:00~15:00		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制		
行政書士相談	18日(木)	13:00~16:00		遺言書・相続・贈与などに関すること(行政書士) ※予約制		
総合労働相談	12日(金)	13:00~16:00	広報広聴課	労働・社会保険関係、労務トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-226-3296)		
土地家屋調査士相談	3日(水)	13:00~15:00	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)		
行政相談	17日(水)	13:30~15:30	新治福祉センター(☎内線2376)	国や法人・県に関する苦情、意見、要望(行政相談委員)		
税務相談	2日・9日・16日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部(☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)		
心配ごと相談	水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)		
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)		
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)		
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター「さくらんぼ」(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)		
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センター「ほか」(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)		
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウラ2 8階 ☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可		
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)		
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所(☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)		
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)		
結婚相談	4日・18日(木)	15:00~16:30	まちなか交流ステーション「ほっとOne」(☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)		
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館(☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)		
ひきこもり専門相談	16日(火)	10:00~12:00	土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。		
精神保健相談	19日(金)	14:00~16:00		精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。		
女性のための	フェミニスト相談	3日・10日・17日・24日(水)	男女共同参画センター(ウラ2 6階 ☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制		
		13日(土)			10:00~15:00	
	法律相談	25日(木)			13:30~15:30	法律が関係する困りごと(女性弁護士) ※予約制
	一般相談(外国人相談を含む)	12日・26日(金)			13:00~16:00	仕事、夫婦、家族など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制
DVヘルプライン(電話相談)	18日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力など、女性のさまざまな悩みごと		

## 今より安くなる！本当？

## インターネット回線契約のトラブルにご注意を！

消費生活センターから

☎823-3928

《事例1》3日前、業者から電話があり、「電話料金が安くなる」とインターネット回線契約の勧誘をされた。現在の契約内容について聞かれたので答えたら、月に700円くらい料金が安くなると言われ、少しでも安くなるならと思い申し込んだが、後日届いた書面を見るとかえって高くなることがわかった。説明と違うのでクーリング・オフしたい。

《事例2》「今契約しているプロバイダより、必ず安くなるから乗り換えませんか」と電話で勧誘され、承諾した。電話で業者の指示に従ってパソコンを操作すると、遠隔操作でプロバイダを変更された。変更後、初めて届いた請求書を見ると、オプション契約があり、新しいプロバイダの方が高額になっていた。解約を申し出たが、「十分説明をしている。解約には、違約金1万5千円が必要」と言われた。

## 《アドバイス》

プロバイダや光回線など通信契約は、法律上のクーリング・オフ制度の適用はありません。高額な違約金を請求される場合があります。また、事例2のような遠隔操作ですぐに設定変更をする業者のトラブルも増えています。知らない間にオプションなどを申し込んだことになっているケースもあり、注意が必要です。

通信サービスの契約は複雑で、専門用語も多くわかりにくいので、口頭での説明だけで理解するのは困難です。安くなるというセールストークに惑わされず、業者に契約内容に関する書面を出してもらい、本当に安くなるのか確認して契約することが大切です。違約金なしで解約できる期間を設けている業者もあります。勧誘に問題があれば取り消しができる場合もあります。困った時は、消費生活センターに相談してください。